

令和6年度事業計画書

本協会は、協会の目的である地方自治の振興と市町村の健全な発展を図るため市町村振興宝くじ収益金等を活用し、市町村に対する低利な貸付事業をはじめとする定款第4条に規定する公益目的事業を次のとおり実施する。

1 貸付事業【予算額 5,000,000千円】（定款第4条第1項第1号）

(1) 長期貸付事業

ア 貸付対象事業

- ① 災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業
- ② 魅力ある街づくりや地域づくり等で緊急に整備を要する公共施設整備事業

イ 貸付利率

貸付日直近の財政融資資金の貸付利率に0.7を乗じた率とする。ただし、その率が0.01%を下回るときは、0.01%とする。

なお、小数点の取り扱いは、財政融資資金の貸付利率が小数点第1位までのときは、小数点第2位を四捨五入し、財政融資資金の貸付利率が小数点第2位までのときは、小数点第3位を四捨五入する。

ウ 貸付最低保障枠

市町村への貸付総額は、50億円とする。ただし、サマージャンボ宝くじに係る県交付金が予算を上回るなど、宝くじ交付金基金の残高の状況により増額する。

なお、1市町村当たりの貸付最低保障枠を市にあっては2億円、町村にあっては1億円とする。

エ 貸付日

市町村への地方債に係る貸付けの実施日は、令和7年3月24日（月）及び令和7年5月26日（月）とする。ただし、令和6年度の貸付対象事業のうち令和7年度に繰り越すこととなった事業については、令和8年度中の毎月24日（ただし、該当日が金融機関休業日にあたるときは翌営業日）に貸付けることができるものとする。

オ 貸付の条件等

- ① 償還期間は、次の5区分とする。

区分	5	10	15	20	25
償還期間	5年以内	10年以内	15年以内	20年以内	25年以内

*いずれも据置期間含む。

② 据置期間及び償還方法は、次の内容から選択するものとする。

項目	内容
据置期間	0年・1年・2年・3年から選択
償還方法	半年賦元金均等償還・半年賦元利均等償還から選択

(2) 短期貸付事業

ア 貸付対象事業

- ① 暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象に伴う災害又は大規模な火災等に伴う災害に関連する事業
- ② 市町村（政令指定都市を含む。）が暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象に伴う災害又は大規模な火災等に伴う災害で被災した際に緊急を要する事業
- ③ 他の市町村（県内外）に対して行う災害支援事業等

イ 貸付条件及び貸付額

- ① 貸付期間は、貸付同一年度内
- ② 償還方法は、元利とも一括償還
- ③ 貸付利率及び貸付額は、その都度決定する。

2 交付事業【予算額 510,366千円】（定款第4条第1項第2号）

新市町村振興宝くじ（通称：ハロウィンジャンボ宝くじ）等の収益金に係る神奈川県からの交付金を市町村へ配分する。

3 助成事業【予算額 112,840千円】（定款第4条第1項第3号）

(1) 市町村共同事業助成事業【予算額 77,000千円】

複数の市町村が共同して広域的政策課題の解決を図るために実施する事業に対して助成する。

(2) 宝くじ広報掲載料交付事業【予算額 7,440千円】

市町村が発行する広報紙に一定の期間内に、サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじ及びクイックワン（8月又は9月発売分）の販売促進のための広報の掲載に対して助成する。

(3) 消防広域応援助成事業【予算額 3,000千円】

神奈川県内で発生した災害等に際して、市町村の区域を越えて行われた救助活動等に対して助成する。

(4) 市町村関係団体への助成事業【予算額 25,400千円】

ア 市町村関係団体共同推進活動費交付金【予算額 13,000千円】

神奈川県市長会及び神奈川県町村会が実施する神奈川県内の市町村の振興のための情報発信等の事業に対して助成する。

イ 市町村関係団体交付金【予算額 8,200千円】

市町村関係団体が市町村の振興と発展に資するために実施する研修及び調査研究事業に対して助成する。

ウ 市町村関係団体特定事業助成金【予算額 4,200千円】

神奈川県町村会の構成員である町村における共通の課題に対応するために実施する事業に対して助成する。

4 市町村職員研修事業【予算額 48,990千円】（定款第4条第1項第4号）

市町村等の職員の資質の向上と能力の開発を図るために必要な研修を次のとおり実施する。

(1) 研修講座【予算額 23,933千円】

基本研修や専門実務研修など合計40講座を実施する。

(2) 研修助成事業【予算額 6,050千円】

市町村等の職員が市町村職員中央研修所ほか3研修機関の研修の受講に係る経費に対して助成する。

(3) 研修施設の管理【予算額 19,007千円】

市町村等の職員が受講しやすい研修環境等の維持管理及び大規模災害に備え、研修受講生等のための防災備蓄物資の更新をする。

5 情報提供事業【予算額 435千円】（定款第4条第1項第5号）

ホームページを活用して振興協会が実施する事業等の市町村に対して有益な情報をタイムリーに提供する。

6 施設管理運営事業【予算額 79,055千円】（定款第4条第1項第6号）

神奈川県内の市町村の共同利用施設である神奈川自治会館を管理し、市町村関係団体には事務の執行の場としての事務室の賃貸を、市町村等に対しては、会議室等の一時貸出等を行う。

また、大規模災害に備え、神奈川自治会館の利用者及び帰宅困難者等のための防災備蓄物資の更新をする。

令和6年度研修講座実施計画

【基本研修】

	研 修 講 座 名	研修区分	対 象 者 (目 安)	時 期	日 数	回 数	1 回 人 員	計 画 人 員
1	新採用職員（前期）	新採用職員	採用1年目の職員	4月	2	3	50	150
2	新採用職員（後期）	新採用職員	新採用職員（前期）研修講座を受講した職員	10月	1	3	50	150
3	基礎力向上	初級職員	採用2年から5年程度の職員	8月 9月	1	3	36	108
4	問題発見と解決	初級職員 中堅職員	採用3年から8年程度の職員	10月 11月	1	3	36	108
5	OJT（新人・後輩育成担当者）	初級職員 中堅職員	採用3年から15年程度の職員	6月	1	2	36	72
6	OJT（指導者）	リーダー・ 監督者級職員	リーダー・監督者級職員	11月	2	3	36	108
7	協働型リーダーシップ	中堅職員	採用6年から15年程度の職員	6月	1	3	36	108
8	プレゼンテーション	中堅職員	採用6年から15年程度の職員	9月	2	3	24	72
9	マネジメント（初級）	管理監督者	新任又は在任3年程度の係等長	5月	2	2	36	72
10	マネジメント（中級）	管理監督者	課長を補佐する職員	10月	1	3	36	108
11	マネジメント（上級）	管理監督者	新任又は在任3年程度の課等長	7月 8月	2	2	36	72
新 12	ナレッジマネジメント	管理監督者	管理監督者	10月	1	2	36	72
13	次世代の職員と組織	管理監督者	部・課長級職員	11月	1	1	36	36
14	住民対応とクレーム	初級職員 中堅職員	採用3年から8年程度の職員	6月	1	3	36	108
15	クレーム対応	リーダー級職員・ 管理監督者	リーダー・監督者・課長級の職員	10月 11月	2	2	50	100
新 16	メンター養成	初級職員 中堅職員	採用3年から15年程度の職員	4月	1	2	36	72
17	メンタルヘルス	リーダー級職員・ 管理監督者	リーダー・監督者・課長級の職員	1月 2月	1	3	42	126
18	多文化対応力向上	一般職員	リーダー・監督者級までの職員	12月 1月	1	3	30	90
19	住民との協働	一般職員	リーダー・監督者級までの職員	6月 7月	2	2	36	72
20	災害に関する危機管理	一般職員	全ての職員	5月 6月	2	2	36	72
				小 計	20講座	69	50	1,876

【講師養成研修】

	研 修 講 座 名	研 修 区 分	対 象 者 (目 安)	時 期	日 数	回 数	1 回 員 数	計 画 員 数
1	庁 内 講 師 養 成	講師養成	庁内研修の講師となる職員	1月	2	2	20	40
2	接 遇 研 修 指 導 者 養 成	講師養成	接遇研修の講師となる職員	1月	2	1	20	20
小 計				2講座	6	3		60

【専門実務研修】

1	民 法	法令系	民法の基礎を学ぼうとする職員	8月	3	2	60	120
2	地 方 自 治 法	法令系	地方自治法の基礎を学ぼうとする職員	9月	1	1	60	60
3	行 政 法	法令系	行政法の基礎を学ぼうとする職員	8月	2	1	60	60
4	行 政 争 訟 法	法令系	行政争訟法の基礎を学ぼうとする職員	9月	2	1	60	60
5	法 制 執 務 (入 門)	実務系	採用1年から5年程度の職員	5月	1	2	60	120
6	法 制 執 務 (基 礎)	実務系	採用3年から10年程度の職員	10月	2	2	60	120
7	財 務 事 務	実務系	財務の基礎を学ぼうとする職員	7月	3	1	60	180
8	市 町 村 民 税	実務系	市町村民税の基礎を学ぼうとする市町村民税業務に携わる職員	7月	3	1	60	180
9	固 定 資 産 税	実務系	固定資産税の基礎を学ぼうとする固定資産税業務に携わる職員	6月 7月	4	1	60	240
10	用 地 事 務	実務系	用地関係事務の基礎を学ぼうとする用地業務に携わる職員	5月	4	1	60	240
11	公 営 企 業 会 計 (入 門)	実務系	公営企業会計の基礎を学ぼうとする公営事業又は同会計に関わる業務に携わる実務経験1年程度の職員	11月	2	1	36	36
12	公 営 企 業 会 計 (基 礎)	実務系	公営企業会計の基礎を学ぼうとする公営事業又は同会計に関わる業務に携わる実務経験3年程度の職員	11月	2	1	36	36
13	情 報 発 信 力 向 上 ・ S N S 活 用	実務系	広報業務に携わる職員	9月	2	2	35	70
14	自 治 体 D X	実務系	採用8年程度から課等長級までの職員	2月	2	2	36	72
15	研 修 担 当 職 員	実務系	研修業務に携わる職員	4月	1	1	32	32
16	政 策 形 成	政策系	採用6年から15年程度までの職員	12月	2	2	36	72
17	E B P M 実 践	政策系	採用8年程度から課等長級までの職員	2月	2	2	36	72
18	政 策 法 務	政策系	条例規則の立案・改廃の基礎的知識を有する採用6年からリーダー・監督者級の職員	8月	3	1	30	30
小 計				18講座	55	25		1,800
総 合 計				40講座	130	78		3,736